特定非営利活動法人えふてーぶる
定款

第１章　総則

（名称）
第１条　この法人は、特定非営利活動法人えふてーぶるという。

（事務所）
第２条　この法人は、主たる事務所を愛知県名古屋市内に置く。

第２章　目的及び事業

（目的）
第３条　この法人は、名古屋を中心とする地域の人々に対して、人生を豊かにする伝統文化や国際交流、いのちや暮らしを支える医療や福祉について、さまざまな立場の人がともに一つのテーブルにつきフラットに繋がって対話する事業を行い、身体的・精神的・社会的健康に係る問題の改善や解決を図り、人がより良い人生を最期まで生きるために、 医療・福祉及び文化的生活の向上と人的交流や相互理解の増進に貢献することを目的とする。

（特定非営利活動の種類）
第４条　この法人は、第３条の目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。
(1)　保健、医療又は福祉の増進を図る活動
(2)　まちづくりの推進を図る活動
(3)　学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
(4)　人権の擁護又は平和の推進を図る活動
(5)　地域安全活動
(6)　国際協力の活動
(7)　子どもの健全育成を図る活動
(8)　前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

（事業）
第５条　この法人は、第３条の目的を達成するため、次の事業を行う。
(1)　特定非営利活動に係る事業
①　伝統文化の紹介や国際交流の促進のためのイベントの企画、立案、実施事業
②　医療・介護などの専門職と一般市民とのフラットな関係作りを促す事業
③　その他この法人の目的を達成するために必要な事業

第3章　会員

（種別）

第6条　この法人の会員は、次の3種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

(1)　正会員　（個人）　この法人の目的に賛同して入会した個人

(2)　正会員　（法人及び団体）　この法人の目的に賛同して入会した法人及び団体

(3)　賛助会員　この法人の目的に賛同し援助するために入会した個人及び法人若しくは団体

（入会）

第7条　会員の入会については、特に条件を定めない。

2　会員として入会しようとするものは、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとし、理事長は、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。

3　理事長は、前項のものの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面又は電磁的方法をもって本人にその旨を通知しなければならない。

（入会金及び会費）

第8条　会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

（会員の資格の喪失）

第9条　会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

(1)　退会届の提出をしたとき。

(2)　本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。

(3)　継続して1年以上会費を滞納したとき。

(4)　除名されたとき。

（退会）

第10条　会員は、理事長に申し出ることで、任意に退会することができる。

（除名）

第11条　会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

(1)　この定款等に違反したとき。

(2)　この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

（拠出金品の不返還）

第12条　既納の入会金、会費及びその他の拠出金品は、返還しない。

第４章　役員及び職員

（種別及び定数）

第13条　この法人に次の役員を置く。

(1)　理事　3人以上

(2)　監事　1人以上

2　理事のうち、1人を理事長、1人以上を副理事長とする。

（選任等）

第14条　理事及び監事は、総会において選任する。

2　理事長及び副理事長は、理事の互選とする。

3　役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。

4　監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

（職務）

第15条　理事長は、この法人の業務を総理する。

2　副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。

3　理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。

4　監事は、次に掲げる職務を行う。

(1)　理事の業務執行の状況を監査すること。

(2)　この法人の財産の状況を監査すること。

(3)　前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。

(4)　前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。

(5)　理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

（任期等）

第16条　役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2　補欠のため、又は増員によって就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。

3　役員は前2項の規定にかかわらず、後任者が選任されていない場合に限り、任期の末日後、最初の社員総会が終結するまで、その任期を伸長する。

（欠員補充）

第17条　理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

（解任）

第18条　役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

(1)　心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。

(2)　職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

（報酬等）

第19条　役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。

2　役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。

3　前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

（職員）

第20条　この法人に、事務局長その他の職員を置く。

2　職員は、理事長が任免する。

第5章　総会

（種別）

第21条　この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

（構成）

第22条　総会は、正会員をもって構成する。

（権能）

第23条　総会は、以下の事項について議決する。

(1)　定款の変更

(2)　解散

(3)　合併

(4)　事業計画及び予算並びにその変更

(5)　事業報告及び決算

(6)　役員の選任又は解任、職務及び報酬

(7)　入会金及び会費の額

(8)　借入金（その事業年度内の収益をもって償還する短期借入金を除く。第49条において同じ。）その他新たな義務の負担及び権利の放棄

(9)　事務局の組織及び運営

(10)　その他運営に関する重要事項

（開催）

第24条　通常総会は、毎事業年度1回開催する。

2　臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

(1)　理事が必要と認め招集の請求をしたとき。

(2)　正会員総数の5分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面又は電磁的方法をもって招集の請求があったとき。

(3)　第15条第4項第4号の規定により、監事から招集があったとき。

（招集）

第25条　総会は、第24条第2項第3号の場合を除き、理事長が招集する。

2　理事長は、第24条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から14日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3　総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法をもって、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

（議長）

第26条　総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

（定足数）

第27条　総会は、正会員総数の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

（議決）

第28条　総会における議決事項は、第25条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2　総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

3　理事又は正会員が総会の目的である事項について提案した場合において、正会員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなす。

（表決権等）

第29条　各正会員の表決権は、平等なるものとする。

2　やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的方法をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

3　前項の規定により表決した正会員は、第27条、第28条第2項、第30条第1項第2号及び第50条の適用については、総会に出席したものとみなす。

4　総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

（議事録）

第30条　総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1)　日時及び場所

(2)　正会員総数及び出席者数（書面又は電磁的記録による表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。）

(3)　審議事項

(4)　議事の経過の概要及び議決の結果

(5)　議事録署名人の選任に関する事項

2　議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名又は記名・押印しなければならない。

3　前2項の規定に関わらず、正会員全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたことにより、総会の決議があったとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1)社員総会の決議があったとみなされた事項の内容

(2)前号の事項の提案をした者の氏名又は名称

(3)社員総会の決議があったものとみなされた日

(4)議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

第6章　理事会

（構成）

第31条　理事会は、理事をもって構成する。

（権能）

第32条　理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

(1)　総会に付議すべき事項

(2)　総会の議決した事項の執行に関する事項

(3)　その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

（開催）

第33条　理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

(1)　理事長が必要と認めたとき。

(2)　理事から会議の目的である事項を記載した書面又は電磁的方法をもって招集の請求があったとき。

(3)　第15条第4項第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

（招集）

第34条　理事会は、理事長が招集する。

2　理事長は、第33条第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その日から14日以内に理事会を招集しなければならない。

3　理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法をもって、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

（議長）

第35条　理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

（議決）

第36条　理事会における議決事項は、第34条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2　理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（表決権等）

第37条　各理事の表決権は、平等なるものとする。

2　やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的方法をもって表決することができる。

3　前項の規定により表決した理事は、第36条第2項、第38条第1項第2号の適用については、理事会に出席したものとみなす。

4　理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

（議事録）

第38条　理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1)　日時及び場所

(2)　理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面又は電磁的記録による表決者にあっては、その旨を付記すること。）

(3)　審議事項

(4)　議事の経過の概要及び議決の結果

(5)　議事録署名人の選任に関する事項

2　議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名又は記名・押印しなければならない。

第7章　資産及び会計

（資産の構成）

第39条　この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

(1)　設立当初の財産目録に記載された資産

(2) 入会金及び会費
(3) 寄付金品
(4) 財産から生じる収益
(5) 事業に伴う収益
(6) その他の収益

（資産の管理）
第40条　この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

（会計の原則）
第41条　この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

（会計の区分）
第42条　この法人の会計は、特定非営利活動に係る事業に関する会計の1種とする。

（事業計画及び予算）
第43条　この法人の事業計画及びこれに伴う予算は、理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。

（暫定予算）
第44条　前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。
2　前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

（予備費の設定及び使用）

第45条　予算超過又は予算外の支出に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。
2　予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

（予算の追加及び更正）
第46条　予算議決後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

（事業報告及び決算）
第47条　この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。
2　決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

（事業年度）
第48条　この法人の事業年度は、毎年8月1日に始まり翌年7月31日に終わる。

（臨機の措置）
第49条　予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

第8章　定款の変更、解散及び合併

（定款の変更）
第50条　この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の4分の3以上の多数による議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する事項を変更する場合、所轄庁の認証を得なければならない。

（解散）
第51条　この法人は、次に掲げる事由により解散する。
(1)　総会の決議
(2)　目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
(3)　正会員の欠亡
(4)　合併
(5)　破産手続開始の決定
(6)　所轄庁による設立の認証の取消し
2　前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の4分の3以上の承諾を得なければならない。
3　第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

（残余財産の帰属）
第52条　この法人が解散（合併又は破産手続開始の決定による解散を除く。）したときに残存する財産は、法第11条第3項に掲げる者のうち、解散時の総会にて決議した者に譲渡するものとする。

（合併）
第53条　この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第9章　公告の方法

（公告の方法）
第54条　この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。ただ

し、法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、この法人の主たる事務所の掲示場に掲示して行う。

第１０章　雑則

（細則）

第55条　この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

附　則

1　この定款は、この法人の成立の日から施行する。

2　この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

理事長	千田靖子
副理事長	内藤吉子
理事	吉田美祢
同	久保恭子
同	津田律子
同	杉野明子
監事	倉田紀子

3　この法人の設立当初の役員の任期は、第16条第1項の規定にかかわらず、成立の日から平成27年9月30日までとする。

4　この法人の設立当初の事業計画及び予算は、第43条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。

5　この法人の設立当初の事業年度は、第48条の規定にかかわらず、成立の日から平成26年7月31日までとする。

6　この法人の設立当初の入会金及び会費は、第8条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

(1)	正会員	（個人）	入会金　3,000円	年会費　5,000円
(2)	正社員	（法人及び団体）	入会金　6,000円	年会費 10,000円
(3)	賛助会員		入会金　　0円	年会費　3,000円

令和７年度　事業計画書

令和７年８月１日から令和８年７月31日まで

特定非営利活動法人 えふてーぶる

1　事業実施の方針

・本年度は、従来の活動に加え、事業内容の幅を広げ、以下の事業を実施することを目標とする。

2　特定非営利活動に係る事業の実施に関する事項

事業名 （定款に記載した事業）	具体的な事業内容	(A)当該事業の実施日時 (B)当該事業の実施場所 (C)従事者の人数	(D)受益対象者の範囲 (E)人数	事業費の予算額
(1) 伝統文化の紹介や国際交流の促進のためのイベントの企画、立案、実施事業	**国際ランチョン** 名古屋近辺在住の留学生・外国人を招き、自国紹介講演会と交流食事会を開催する。	(A)年１回程度 (B)レストラン「ガス燈」など (C)5人程度	(D)会員・一般 (E) 10～15人/回	5万円
	ミネルバサロン 伝統芸能や地域の伝統的な食文化などに親しむための入門的な内容の講座を開催する。	(A)年3回程度 (B)今池ルームなど (C)5人程度	(D)会員・一般 (E) 10～15人/回	1万円
	おでかけミネルバ 文楽や能などの伝統芸能や地域の美術館、祭りへの参加・鑑賞へ出向く。	(A)年5回程度 (B)劇場や美術館、祭りなど (C)5人程度	(D)会員・一般 (E) 10～15人/回	1万円
	ミネルバ名古屋通信 会員向けの行事案内や感想等掲載の交流紙を発行する。	(A)年3回程度 (B)今池ルーム (C)2人	(D)会員 (E) 15～20人	1万円
(2) 医療・介護などの専門職と一般市民とのフラットな関係作りを促す事業	**あいち笑顔の会** 手縫いのタオル帽子を作り、ガン患者など必要とされる方に贈る。	(A)年10回程度 (B)今池ルームなど (C)2人	(D)会員・一般 (E) 5人程度/回	2万円
	聞き書きひろば名古屋 お年寄りの話を聞き、その話をその方の喋り言葉で書き、一冊の本にして差し上げる活動および講習を行う。	(A)年12回程度 (B)今池ルームなど (C)3人	(D)会員・一般 (E) 5人程度/回	3万円

	寄ってって茶論 ひとりひとりができるだけ長く住み慣れた地域で安心して暮らせるように、住民同士の支え合いが自然にできる地域づくりを目指して、サロンを開催する。	(A)年10回程度 (B)千種コミュニティセンター (C)5人程度	(D)会員・一般 (E) 5～10人/回	2.5万円
	リラクゼーション 日頃のストレスと疲れから解放される空間として、マッサージやリフレクソロジーを通して、身体と心のバランスを取り直すこと目指す活動と講習を行う。	(A)年2回程度 (B)今池ルーム (C)2人	(D)会員・一般 (E) 5人程度/回	2万円
	スープをコトコトお腹をいたわる生活 大腸がんサバイバーの料理研究家を中心に お腹に優しいおやつやスープを作りみんなで腸活お腹ケアを考える。	(A)年3回程度 (B)今池ルーム (C)3人	(D)会員・一般 (E) 6～10人/回	1.5万円
	ACP啓蒙活動 社会福祉法人等のセミナーでACPについての講演や、会員および一般向けの勉強会を開催し、啓蒙活動を行う。	(A)年2回程度 (B)外部会場、今池ルーム (C)3人	(D)会員・一般 (E) 20～30人/回	1万円
	えふてーぶるサロン 要望に応じて、また、季節や必要に合わせて、家族介護で役にたつ知識やテクニックの講習を行う。	(A)年3回程度 (B)今池ルーム (C)2人	(D)会員・一般 (E) 5～10人/回	1万円
			計	21万円

令和８年度　事業計画書

令和８年８月１日から令和９年７月31日まで

特定非営利活動法人 えふてーぶる

1　事業実施の方針

・本年度は、以下の事業を確実に実施することを目標とする。

2　特定非営利活動に係る事業の実施に関する事項

事業名（定款に記載した事業）	具体的な事業内容	(A)当該事業の実施日時 (B)当該事業の実施場所 (C)従事者の人数	(D)受益対象者の範囲 (E)人数	事業費の予算額
(1) 伝統文化の紹介や国際交流の促進のためのイベントの企画、立案、実施事業	**国際ランチョン** 名古屋近辺在住の留学生・外国人を招き、自国紹介講演会と交流食事会を開催する	(A)年２回程度 (B)レストラン「ガス燈」など (C)５人程度	(D)会員・一般 (E) 10～15人/回	10万円
	ミネルバサロン 伝統芸能や地域の伝統的な食文化などに親しむための入門的な内容の講座を開催する。	(A)年３回程度 (B)今池ルームなど (C)５人程度	(D)会員・一般 (E) 10～15人/回	1万円
	おでかけミネルバ 文楽や能などの伝統芸能や地域の美術館、祭りへの参加・鑑賞へ出向く。	(A)年 8回程度 (B)劇場や美術館、祭りなど (C)５人程度	(D)会員・一般 (E) 10～15人/回	2万円
	ミネルバ名古屋通信 会員向けの行事案内や感想等掲載の交流紙を発行する。	(A)年３回程度 (B)今池ルーム (C)２人	(D)会員 (E) 15～20人	1万円
(2) 医療・介護などの専門職と一般市民とのフラットな関係作りを促す事業	**あいち笑顔の会** 手縫いのタオル帽子を作り、ガン患者など必要とされる方に贈る。	(A)年10回程度 (B)今池ルームなど (C)２人	(D)会員・一般 (E) 5人程度/回	2万円
	聞き書きひろば名古屋 お年寄りの話を聞き、その話をその方の喋り言葉で書き、一冊の本にして差し上げる活動および講習を行う。	(A)年10回程度 (B)今池ルームなど (C)３人	(D)会員・一般 (E) 5人程度/回	2.5万円

	寄ってって茶論 ひとりひとりができるだけ長く住み慣れた地域で安心して暮らせるように、住民同士の支え合いが自然にできる地域づくりを目指して、サロンを開催する。	(A)年10回程度 (B)千種コミュニティセンター (C)5人程度	(D)会員・一般 (E) 5~10人/回	2.5万円
	リラクゼーション 日頃のストレスと疲れから解放される空間として、マッサージやリフレクソロジーを通して、身体と心のバランスを取り直すこと目指す活動と講習を行う。	(A)年2回程度 (B)今池ルーム (C)2人	(D)会員・一般 (E) 5人程度/回	2万円
	スープをコトコトお腹をいたわる生活 大腸がんサバイバーの 料理研究家を中心に お腹に優しいおやつやスープを作りみんなで腸活 お腹ケアを考える活動	(A)年4回程度 (B)今池ルーム (C)3人	(D)会員・一般 (E) 6~10人/回	2万円
	ACP啓蒙活動 社会福祉法人等のセミナーでACPについての講演や、会員および一般向けの勉強会を開催し、啓蒙活動を行う。	(A)年2回程度 (B)外部会場、今池ルーム (C)3人	(D)会員・一般 (E) 20~30人/回	1万円
	えふてーぶるサロン 要望に応じて、また、季節や必要に合わせて、家族介護で役にたつ知識やテクニックの講習を行う。	(A)年3回程度 (B)今池ルーム (C)2人	(D)会員・一般 (E) 5~10人/回	1万円
			計	27万円

特定非営利活動法人えふてーぶる

活動予算書

令和7年8月1日　から　令和8年7月31日　まで

(単位:円)

科目	金額		
Ⅰ 経常収益			
1. 受取会費			
正会員受取入会金	2,000		
賛助会員受取入会金	0		
正会員受取会費	170,000		
賛助会員受取会費	0	172,000	
2. 受取寄附金			
受取寄附金	0	0	
3. 受取助成金等			
受取助成金	0	0	
4. 事業収益			
伝統文化の紹介や国際交流の促進のためのイベントの企画、立案、実施事業収益	80,000		
医療・介護などの専門職と一般市民とのフラットな関係作りを促す事業収益	130,000	210,000	
5. その他収益			
受取利息	0		
雑収益	0	0	
経常収益計			382,000
Ⅱ 経常費用			
1. 事業費			
(1)人件費			
給料手当	0		
法定福利費	0		
人件費計	0		
(2)その他経費			
諸謝金	5,000		
印刷製本費	50,000		
会議費	55,000		
旅費交通費	20,000		
通信運搬費	5,000		
保険料	6,000		
消耗品費	69,000		
その他経費計	210,000		
事業費計		210,000	
2. 管理費			
(1)人件費			
役員報酬	0		
給料手当	0		
法定福利費	0		
人件費計	0		
(2)その他経費			
諸謝金	5,000		
印刷製本費	0		
会議費	133,000		
旅費交通費	0		
通信運搬費	1,000		
消耗品費	15,000		
水道光熱費	0		
賃借料	0		
保険料	0		
交際費	10,000		
雑費	8,000		
その他経費計	172,000		
管理費計		172,000	
経常費用計			382,000
当期正味財産増減額			0
前期繰越正味財産額			384,560
次期繰越正味財産額			384,560

特定非営利活動法人えふてーぶる

活動予算書

令和8年8月1日 から 令和9年7月31日 まで

(単位:円)

科目	金額		
Ⅰ 経常収益			
1. 受取会費			
正会員受取入会金	0		
賛助会員受取入会金	0		
正会員受取会費	170,000		
賛助会員受取会費	0	**170,000**	
2. 受取寄附金			
受取寄附金	0	**0**	
3. 受取助成金等			
受取助成金	0	**0**	
4. 事業収益			
伝統文化の紹介や国際交流の促進のためのイベントの企画、立案、実施事業収益	140,000		
医療・介護などの専門職と一般市民とのフラットな関係作りを促す事業収益	130,000	**270,000**	
5. その他収益			
受取利息	0		
雑収益	0	**0**	
経常収益計			**440,000**
Ⅱ 経常費用			
1. 事業費			
(1)人件費			
給料手当	0		
法定福利費	0		
人件費計	**0**		
(2)その他経費			
諸謝金	10,000		
印刷製本費	60,000		
会議費	105,000		
旅費交通費	0		
通信運搬費	5,000		
保険料	6,000		
消耗品費	84,000		
その他経費計	**270,000**		
事業費計		**270,000**	
2. 管理費			
(1)人件費			
役員報酬	0		
給料手当	0		
法定福利費	0		
人件費計	**0**		
(2)その他経費			
諸謝金	5,000		
印刷製本費	0		
会議費	133,000		
旅費交通費	0		
通信運搬費	2,000		
消耗品費	10,000		
水道光熱費	0		
賃借料	0		
保険料	0		
交際費	10,000		
雑費	10,000		
その他経費計	**170,000**		
管理費計		**170,000**	
経常費用計			**440,000**
当期正味財産増減額			**0**
前期繰越正味財産額			**384,560**
次期繰越正味財産額			**384,560**